

# 水と土の芸術祭実行委員会会則

## (名称)

第1条 本会は、水と土の芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 実行委員会は、水と土の芸術祭（以下「芸術祭」という。）を円滑に開催するために必要な事項を審議し、実行することを目的とする。

## (事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。  
芸術祭の開催及びこれに関する事業  
その他、第2条に掲げる目的を達成するために必要な事業

## (組織)

第4条 実行委員会は、別表の団体をもって構成する。

## (役員)

第5条 実行委員会には、次の各号に掲げる役員を置く。  
実行委員長 1名  
副実行委員長 3名  
監事 2名

## (役員を選任)

第6条 役員は、実行委員会の中から実行委員会において選任する。  
2 監事は、実行委員会の外部から選任できるものとする。

## (役員の職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。  
2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が不在のときは、その職務を代行する。  
3 監事は、会計及び業務を監査する。

## (役員任期)

第8条 役員任期は、実行委員会が解散するまでとする。

## (会議)

第9条 実行委員会は、実行委員長が招集し、議長となる。  
2 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。  
会則の制定及び改廃に関すること。  
芸術祭の計画及び運営に関すること。  
その他重要な事項に関すること。

## (ディレクター)

第10条 実行委員会にディレクターを置くことができる。  
2 ディレクターは、専門的知識を活かし、作品制作や企画・運営を指導する。  
3 ディレクターは、実行委員会において人選を行い、実行委員長が委嘱する。

## (アドバイザー)

第11条 実行委員会にアドバイザーを置くことができる。  
2 アドバイザーは、実行委員長の求めに応じ、実行委員会に対して助言を行う。  
3 アドバイザーは、実行委員長が委嘱する。

(企画運営会議)

第12条 実行委員会に企画運営会議を置くことができる。

2 企画運営会議は、事業の企画・運営のために必要な作業等を行うものとし、事務局長が開催するものとする。

(部会)

第13条 実行委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、企画運営会議において協議し、実行委員長が設置する。

3 部会は、それぞれの専門分野において、事業を推進するものとする。

(作品選定会議)

第14条 実行委員会に作品選定会議を置くことができる。

2 作品選定会議の運営等に関する事項については、実行委員長が別に定める。

(専決処分)

第15条 実行委員長は、第9条第2項に掲げる事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができるものとする。

2 会計処理については、事務局長が、その専決権限を有するものとする。

3 実行委員長は、第1項の規定により専決処分したときには、次の実行委員会でこれを報告しなければならない。

(解散)

第16条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散するときには有する残余財産は、新潟市に帰属するものとする。

(事務局)

第17条 実行委員会の事務を処理するため、新潟市政策企画部シティプロモーション推進課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 前二項に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、実行委員長が定める。

(会計)

第18条 実行委員会の経費は、負担金、寄附・協賛金、その他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、初年度は実行委員会設立の日から平成21年9月30日までとし、次年度は同年10月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については実行委員長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年2月16日から施行し、改正後の別表の規定は、平成20年11月27日から適用する。